

を一層推進する一方、組織・技術力・資源を活用

した民有林への指導とサポートを通して地域貢献を果たせる体制の確立を

図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

## 地域林業・地域振興の確立に向けた 「山村振興法」の延長と施策の充実に 係る意見書

※提出先は全ページ意見書と同じ

山村における経済力と住民の福祉の向上を図り、あわせて地域格差の是正と国

民経済の発展に寄与することを目的として、昭和40年に「山村振興法」が制定され、これまで国の政策支援が行われてきた。

山村地域は、国土と自然環境の保全・水源の涵養・地球の温暖化防止等、多面的で公益的な役割を果たしている。

しかし、山村を取り巻く

環境は、主要産業である農林業の低迷や就業機会の減少・生活環境整備の遅れと過疎化・高齢化に伴う集落機能の低下など多くの課題

- 1、「山村振興法」を延長し「森林・林業基本法」による施策の展開（第2条：多面的機能の発揮、第15条：定住の促進、第17条：都市と山村の交流）

- 3、地域林業を指導する「フォレスター」「森林施業プランナー」の育成・確保及び山村市町村へ林務担当職員の配置に向けた国の支援措置を講ずること。



完成した山元貯木場（朝見谷）

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。に若者の定住対策として、所得補償を行うための林業就業給付金（仮称）の制度化及び居住に関する自治体の優遇措置への支援を講じること。



山元貯木場起工式